

業務委託契約書
(長期継続契約)

案

収入印紙

- 1 業務名 木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託
- 2 委託場所 木更津市学校給食センター（木更津市潮見二丁目13番地1）
- 3 履行期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和11年 3月31日
- 4 業務委託料金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円
(年額及び毎月の支払い額については、別添、委託料支払表に基づく)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者とは、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
氏名 木更津市長 渡辺 芳邦 印

受注者 住所
氏名 印

業 務 委 託 契 約 約 款

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は契約書記載の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、受託者募集要領、要求水準書、受注者募集時に配布した関係書類、質問回答書及び受注者が提出した技術提案書（以下「受託者募集要領等」という。）に基づき、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(業務の内容等)

第2条 木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託（以下「業務」という。）の内容及び対象施設等、業務に関し受注者が達成しなければならない水準（以下「要求水準」という。）は要求水準書に定めるとおりとする。

2 発注者は、業務に関する指示を、受注者又は受注者の総括責任者に対して行なうことができる。

この場合において、受注者又は受注者の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。

3 受注者は、第1項の業務について、この契約書若しくは受託者募集要領等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行なうことができる。

(業務期間等)

第3条 業務期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 契約日の翌日から業務開始の前日までを、適正に業務を実施するための準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に変わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が、木更津市財務規則第146条第3項第3号に該当すると認められる場合は、契約保証金を免除する。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達

するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(善管注意義務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあつては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、運営をなす責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。なお、受注者は、市内業者を優先するよう努めなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を追わなければならない。

(貸与品)

第9条 発注者はあらかじめ示した物品等（業務期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品」という。）の全部又は一部について、業務期間の開始日以降に受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品等の種類、数量等を明記した借用書を、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、この契約が期間満了により終了した場合、期間満了前に解除された場合その他発注者が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、自己の故意または過失により貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行計画書)

第10条 受注者は一般仕様書第9条に基づき、業務履行計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。発注者は業務履行計画書を受領した日から10日以内に審査し、この約款及び受託者募集要領等に照らして不相当と認められる場合は、その修正若しくは変更を求めることができる。

2 業務期間初年度（業務準備期間を含む。）の業務履行計画書等は本契約締結後14日以内に、2年度目以降の業務履行計画書等は、当該年度の業務開始日の10日前までに、発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、受注者が業務履行計画書等に基づき業務を実施していない恐れがあると判断

した場合、受注者に説明を求め、その結果、業務履行計画書に基づく業務が実施されていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務履行計画書の変更を含む）を求め、又はこの契約を解除することができるものとする。

4 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、業務履行計画書等を変更することができる。

（業務の調査等）

第 1 1 条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第 1 2 条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者受注者協議して定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第 1 3 条 受注者は、業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 1 0 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

（委託料の支払い）

第 1 4 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料のうち、要求水準書で定める施設改修・修繕業務及び引継ぎ等業務に係る業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から 3 0 日以内に支払わなければならない。

3 本条で定めるほか、業務委託料の支払い方法は別紙 2 によるものとする。

（監督職員）

第 1 5 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款その他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、受託者募集要領等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

（1） 業務を遂行させるための受注者又は受注者の総括責任者に対する指示

（2） この約款及び受託者募集要領等の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問

に対する承諾若しくは回答、又は受注者若しくは受注者の総括責任者との協議

(総括責任者)

第 16 条 受注者は本契約締結後 14 日以内に、法施行令第 15 条の 3 に規定する有資格者を、業務に関する専任の総括責任者として定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

2 総括責任者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるとともに、当該業務履行の現場最高責任者として従業員の指揮・監督を行なうものとする。

(業務準備)

第 17 条 受注者は、業務準備期間において、業務開始日から適正に業務が執行できるよう準備に努めるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 18 条 受注者は、この契約が期間満了により終了する場合又は期間満了前において解除される場合、発注者が指定する者に対して、不具合状況や特筆すべき事項等を申し送ること。

(不可抗力)

第 19 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者および受注者の責に帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により、本件施設の状態が著しく変動したため、受注者が業務を実施できないと認められる場合は、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 前項の規定により、発注者が業務の全部の一時中止を通知した場合、その通知の発送日以降、業務の実施が可能と合理的に判断されるときまで、発注者及び受注者はこの契約の義務の履行を免れるものとする。

3 第 1 項の規定により、発注者が業務の一時中止を通知した場合、発注者及び受注者は速やかにこの契約の変更について協議を行なうものとする。

4 不可抗力により、発注者及び受注者のいずれかがこの契約に定める義務の履行ができなくなった場合で、不可抗力の発生から 60 日以内に発注者受注者協議によりこの契約が変更されないときは、発注者又は受注者はこの契約を解除することができる。

5 第 1 項の規定により受注者が業務を一時中止した場合で、この契約が変更又は解除されるまでの期間に、受注者が一時中止された業務の再開に備えるものとして発注者が認めた費用については、発注者が負担するものとする。

(不可抗力による損害)

第 20 条 不可抗力により業務の対象施設（要求水準書第 1、3、(2)、イ記載の「業務対象施設」をいう。以下同じ。）に損害が生じた場合は、受注者はその事実の発生後、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。

3 前項の調査の結果、業務の対象施設等の修繕が必要な場合は、発注者の負担において行なうものとする。ただし、受注者が臨機の措置をとらなかったことによって、業務の対象

施設等の損害が拡大した場合又は防止することが可能であったにもかかわらず損害が生じた場合、業務の対象施設等の修繕費用増加分については、受注者の負担とする。

(臨機の措置)

第 21 条 受注者は災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、緊急やむを得ない事情があるときを除き、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、速やかにその措置の内容を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務の実施上必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、受注者は速やかにこれに応じなければならない。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の増加分については、発注者受注者協議の上、発注者がこれを負担する。

(発注者の解除権)

第 22 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせずに、直ちに契約を解除することができる。

(1) 業務期間初年度(業務準備期間含む。)の業務全体計画書を、本契約締結後 14 日以内に提出しないとき。

(2) 受託者募集要領等のうち、受注者が応募の際に提出した技術提案書に基づいた業務全体計画書が作成されていないと認められるとき。

(3) 総括責任者を専任で配置しなかったとき。

(4) 業務を履行するに必要な有資格者を配置できないと認められるとき。

(5) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(6) 前 5 号に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき及び別記個人情報取扱特記事項に違反したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、業務に関し相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けた出来高に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(違約金)

第23条 前条により発注者が契約を解除したときは、受注者は業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(業務の妨害又は不当要求に対する措置)

第24条 受注者は、受託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者の再委託業者が暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該再委託業者を指導すること。また、再委託業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第25条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領(昭和61年3月14日決定)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第26条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第27条 受注者は、業務の履行に関して、個人情報を取り扱う場合は、別紙1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(維持管理及び運營業務のモニタリング)

第28条 発注者は、維持管理及び運營業務が本契約に従って適正に遂行されていることを

確認するため、別紙3に従って、維持管理及び運営業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

- 2 受注者は、発注者から維持管理及び運営業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、発注者に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 3 発注者は、受注者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、受注者の費用で、維持管理及び運営業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう受注者に求め、若しくは給食センターにおいて立ち入り検査を行うことができる。
- 4 受注者は、前3項に定めるモニタリングの実施にあたり、発注者に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させる。
- 5 モニタリングの結果、受注者による維持管理及び運営業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると発注者が判断した場合には、発注者は、別紙3に従って、維持管理及び運営業務について受注者に対し是正勧告を行うものとし、受注者はこの勧告に従わなければならない。
- 6 前項の場合、発注者は、別紙4に従って、委託料を減額し、又はその支払いを留保する。
- 7 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、発注者が負担する。

(補 則)

第29条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

別紙1 個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）の趣旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、この契約の履行に関して取得した個人情報（条例第2条第1号の定義に従い、受託者募集要領に定める発注者から引き渡された個人情報及び受注者が作成、取得した個人情報を含む。）が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱いの禁止)

第3条 受注者は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

(個人情報の管理)

第4条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

(取扱終了後の措置)

第5条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、履行完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。また、発注者の承諾を得て作成された複製物等については、受注者の責任で消去又は破棄し、その旨を発注者に書面により届け出なければならない。

2 受注者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を発注者に書面で報告しなければならない。

(調査・勧告)

第6条 発注者は、受注者が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

(事務従事者への周知義務)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(取扱要領等の作成)

第8条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図る

ため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を漏洩、棄損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、発注者に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

別紙2 委託料の支払い

ア. 委託料の概要

本業務委託においては、業務の内容により委託料がA～Cに分類される。

表1 委託料の構成

項目	業務区分	業務内容	支払い方法
委託料A	引継ぎ等業務	引継ぎ業務 研修等業務	引継ぎ等業務完了後に、請求を受けた日から30日以内に支払い
委託料B	施設改修・修繕業務	プラットフォーム改修工事 プラットフォームクッション修繕 プレハブ冷凍庫設置工事 揚げ焼室床塗り替え工事 下処理室配管改修工事	施設改修・修繕業務完了後に、請求を受けた日から30日以内に支払い
委託料C	維持管理及び運営業務	【運営業務】 調理業務 衛生管理業務 検収補助業務 給食運搬・回送業務 配膳・管理業務 洗浄・残滓処理業務 配送車両維持管理業務 運営備品調達業務 食育関連補助業務 業務委託期間終了時の引継業務 【維持管理業務】 建築物保守管理業務（修繕・更新は除く） 建築設備保守管理業務（修繕・更新は除く） 調理設備保守管理業務（修繕・更新は除く） 修繕業務 植栽・外構維持管理業務 清掃業務 警備業務	四半期ごとに支払い

イ. 支払い額の算定方法

ア) 委託料A

発注者は、引継ぎ等業務にかかる対価として、委託料A（〔 〕円）を引継ぎ等業務について第13条の規定による検査に合格した後、受注者から請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

イ) 委託料B

発注者は、施設改修・修繕業務にかかる対価として、委託料B（〔 〕円）を施設改修・修繕業務について第13条の規定による検査に合格した後、受注者から請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

ロ) 委託料C

業務のうち要求水準書で定める運営業務及び維持管理業務に係る業務委託料の総額を委託料Cとする。委託料Cは、固定料金部分と変動料金部分からなる。

(ア) 固定料金部分

市は、委託料C、固定料金として、委託料Cの固定料金部分を、各年度に分けた上で、それぞれの期間について平準化した額を支払う。支払回数は年4回とする。

(イ) 変動料金部分

市は、委託料Cの総額のうち、変動料金として、委託料Cの変動料金部分を、事業期間にわたり「(ロ)変動料金換算基準」に基づく方式で算出した額を支払う。支払回数は年4回とする。

(ロ) 変動料金換算基準

a 変動料金の考え方

委託料Cの変動料金部分は、各期（4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に受注者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。なお、受注者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

b 提供給食数等

a) 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、見学者の試食用が含まれるものとし、市の検食用、受注者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、

市の検食用、受注者の検食用は、委託料Cの固定料金部分に含まれるものとする。

b) 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（受注者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数）が4,500人以上6,000人以下となることを保証する。

c) 提供給食数の決定方法

児童生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の10日（ただし4月提供分については、4月2日）までに、市から受注者にその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前）の正午までに、市から受注者に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

d) 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス200食以内を基本とする。変更給食数がプラス200食を超える場合、受注者は200食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の2稼動日前よりも相当程度前までに、市から受注者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、市と受注者で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、4,500食/日未満の通知もありえる。

c) 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は、下表2の通り。

表2 変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス200食以内	実施給食数	同左
プラス200食を超える場合	予定給食数+200食+ 受注者が応諾した食数	同左
マイナス200食を超える場合	実施給食数	予定給食数

ウ. 委託料Cの支払い手続き

委託料Cに係る受注者の請求書発行及び市の支払の各期限は下表3のとおりとする。なお、委託料Cについては、受注者は市から定期（四半期）のモニタリングの結果及び委託料減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

表3 支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第1四半期	4月1日から6月30日	7月31日	請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日から9月30日	10月31日	
第3四半期	10月1日から12月31日	1月31日	
第4四半期	1月1日から3月31日	4月30日	

エ. 委託料Cの改定及び変更

業務期間中の物価変動に対応して、委託料Cを改定する。

本契約に定めた委託料Cを基準額とし、9月1日時点で公表されている最新の「企業向けサービス価格指数」（物価指数月報・日銀調査統計局）に基づき翌年度の委託料を確定する。改定した委託料は翌年度4月1日以降の支払に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

$$\text{改定後の支払額} : AP_t = AP_x \times (CSP I_{t-1} / CSP I_{x-1})$$

AP_t = t年度の各委託料C

AP_x =前回改定年度の各委託料C

$CSP I_t$ = t年度の「企業向けサービス価格指数」

$CSP I_x$ =前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」

なお、第1回の見直しは、本事業の入札日が属する年度（令和5年度）の9月1日の指標に基づき行う。

表4

区分	業務	指標
----	----	----

運営業務	調理業務 衛生管理業務 検収補助業務 給食運搬・回送業務 配膳・管理業務 洗浄・残滓処理業務 配送車両維持管理業務 運営備品調達業務 食育関連補助業務 業務委託期間終了時の引継業務	企業向けサービス価格指数：労働者派遣サービス
維持管理業務	建築物保守管理業務（修繕・更新は除く） 建築設備保守管理業務（修繕・更新は除く） 調理設備保守管理業務（修繕・更新は除く） 修繕業務 植栽・外構維持管理業務 清掃業務 警備業務	企業向けサービス価格指数：建物サービス

なお、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と受注者で協議を行うものとする。

[受注者の提案により、支払金額表を追加する]

別紙3 維持管理及び運營業務のモニタリング

1. モニタリングの種類

市の行うモニタリングの種類は、下表1の通り、その頻度に応じて3種類とする。なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に受注者に実施日時を通知する。

表1 モニタリングの種類

種類	内容・方法
定期（月次）	月1回、受注者から提出された業務報告書（月報等）の記載内容が正確かつ適切であることを確認するほか、必要に応じて業務現場への立入検査や受注者に説明・報告等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。
定期（四半期）	四半期ごとに、受注者から提出された業務報告書（四半期総括書等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や受注者に説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。
不定期	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務報告書（日報等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や受注者に説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認する。

市は、定期（月次）のモニタリングについては維持管理・運営月報を受領してから14日以内、定期（四半期）のモニタリングについては四半期報告書を受領してから14日以内に行い、かつ結果を受注者へ書面で通知する。不定期のモニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は受注者へ結果を書面で通知する。

2. モニタリングの結果の分類

維持管理・運營業務についてのモニタリングの結果、受注者に本契約の不履行があると認められた場合、市は当該不履行を、下表3の通り学校給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが要求水準等の

未達成の状態である「要求水準等未達成の場合」の2つに分類した上、各々を2つのレベルに分類する。

表3 給食センター維持管理・運營業務の不履行の分類

提供不全の場合	レベル1	給食を提供できなかった場合	児童生徒等が喫食できなかった場合 児童生徒等が調理終了後2時間以内に喫食できなかった場合 学校の給食開始時刻から20分を超えて配送され、児童生徒等が喫食できなかった場合
	レベル2	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から20分以内に配送され、児童生徒等が調理終了後2時間以内に喫食できた場合
要求水準等未達成の場合	レベル3	是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合 衛生管理が不十分である場合
	レベル4	是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合

市は、「提供不全の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから3日以内に当該不履行がレベル1かレベル2かを判断し、「要求水準等未達成の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから7日以内に当該不履行がレベル3かレベル4かを判断し、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合

3. 是正勧告に対する受注者の対応

受注者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速や

かに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、受注者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

別紙3 委託料Cの減額

市は、受注者に是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、受注者に支払う委託料の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

1. 減額ポイント

提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント	
	レベル1 (未提供の場合)	レベル2 (遅配の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1
1%以上 5%未満	4	2
5%以上 10%未満	6	3
10%以上 30%未満	8	4
30%以上	10	5

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数) / (各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数)

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、除去食対応の誤りによる軽症者の発生や、異物混入による児童生徒等の負傷の場合における減額ポイントは30ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

要求水準等未達成の場合

レベル	基本減額ポイント
レベル3：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2
レベル4：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1

2回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

2. 減額ポイントに応じた減額

委託料の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、委託料の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を受注者に通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間における委託料の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。受注者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間の委託料の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の委託料より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未定供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみに計上する。

減額金額 = (当該四半期の委託料) × 減額率 + (未提供給食数 × 一食当たりの変動料金の単価)

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～3%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～23%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～38%
40ポイント以上	40%にて固定	40% (さらに当該四半期分の委託料の支払停止※※)

※ 上表の委託料の減額率が0%であっても、「未提供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額は行なうものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託料を加算して支払う。

3. 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半期連続して合計減額ポイントが21以上となった場合、市は、上記(2)に掲げる委託料減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期の委託料の受注者に対する支払いを停止する。この場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託料を加算して支払う。